

静岡労働局Twitter運用方針

1 目的

「厚生労働省ソーシャル・ネットワーキング・サービス運用方針」に準じ、静岡労働局が開設する「Twitter」のアカウントの運用に関する事項について定める。

【静岡労働局 公式Twitter】

<https://twitter.com/SZOKMHLWitter>

2 基本方針

静岡労働局Twitterは、静岡労働局が関係するセミナーや面接会等のイベント情報、各種助成制度・支援制度、統計情報等を発信することで、広く国民・県民等へ周知・広報を行うことを目的とする。また、静岡労働局は、専ら情報発信を行うものとし、意見は、静岡労働局HPの「労働局へのご意見」において受け付ける。

(<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou22/shizuoka-roudoukyoku-goiken>)

3 運用方法

静岡労働局Twitterは、運用管理者を静岡労働局雇用環境・均等室とし、静岡労働局静岡労働局及び静岡県内の公共職業安定所、労働基準監督署の施策や、セミナー、面接会、企業説明会等、公表統計情報、各種助成制度・支援制度、統計情報等一般向けサービスの情報等を運用し、発信する。

4 免責事項

- (1) 静岡労働局Twitterの掲載情報の正確性には万全を期しているが、利用者が静岡労働局Twitterの情報をを用いて行う一切の行為について、静岡労働局は責任を負わない。
- (2) 静岡労働局Twitterに関連して生じた利用者間のトラブル若しくはその被った損害又は静岡労働局Twitterに関連して生じた利用者と第三者との間のトラブル若しくはその被った損害について、静岡労働局は責任を負わない。
- (3) コメント等の投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行った利用者本人に帰属するが、投稿されたことをもって、利用者は静岡労働局（管内公共職業安定所及び労働基準監督署含む。）に対して投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ、静岡労働局（管内公共職業安定所及び労働基準監督署含む。）に対して著作権等を行使しないことに同意したものとする。
- (4) 上記のほか、静岡労働局Twitterに関連して生じたいかなる損害についても静岡労働局は一切の責任を負わない。

5 利用者によるコメント等

(1) コメントの返信

静岡労働局のアカウントは専ら情報発信を行うものとし、アカウントへのコメント等への返信は行わない。

(2) コメントの削除

下記に該当すると判断したコメント等は、予告なく削除等を行う場合がある。

- ① 法律、法令等に違反するもの又は違反するおそれがあるもの
- ② 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- ③ 政治、宗教活動を目的とするもの
- ④ 著作権、商標権、肖像権等静岡労働局若しくは開設所又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- ⑤ 広告、宣伝、勧誘、商業活動、その他営利を目的とするもの
- ⑥ 人種、思想、信条等の差別を助長させるもの
- ⑦ 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- ⑧ 犯罪行為等を誘発又は助長する場合
- ⑨ 虚偽若しくは事実と異なるもの、単なる風評又は風評を助長させるもの
- ⑩ 本人の許諾なく個人情報に特定、開示、漏えい等するなどプライバシーを害するもの
- ⑪ 他の利用者、第三者等になりすますもの
- ⑫ 同一のユーザーにより繰り返し投稿された場合、同一内容又は内容が似通っている場合
- ⑬ 有害なプログラム等
- ⑭ わいせつな表現等を含むもの
- ⑮ Twitter利用規約に反する場合
- ⑯ 静岡労働局の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- ⑰ 静岡労働局の発信する内容に関係ないもの
- ⑱ その他、静岡労働局が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

(3) 利用者のブロック

上記(2)に該当するコメントを投稿する利用者は、アカウントへのコメントをブロックする場合がある。また、アカウントの適切な運用を妨げる利用者は、永久にブロックする場合がある。

6 著作権等

静岡労働局Twitterの内容について、私的使用又は引用等著作権法上認められた行為に限って、静岡労働局に無断で転載等を行うことができる。

また、引用を行う際は適宜の方法により、必ず出所を明示すること。ただし、「無断転載を禁ずる」等の注記がある場合には、この限りではない。

7 運用方針の周知・変更等

本方針の内容は静岡労働局HPに掲載する。また、本方針は必要に応じて事前に告知なく変更するものとする。

令和4年7月11日

静岡労働局

